

葬儀業「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」(第2版)

令和2年5月29日

(令和3年12月13日改訂)

全日本葬祭業協同組合連合会
一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

新型コロナウイルス感染拡大防止のための通常の葬儀施行について

全国的に新型コロナウイルスの感染が確認されている中、葬儀場については「社会生活を維持する上で必要な施設」として、ほぼすべての自治体において緊急事態措置による自粛・施設等の利用制限の対象外となっており、適切な感染予防対策を講じ事業を継続するよう要請されております。

そのため、新型コロナウイルスの感染防止が求められている中においては、葬儀業者スタッフはご遺族と葬儀の打ち合わせをする段階から、直接、近距離や密接して行ういわゆる「3密(密閉・密集・密接)」を避け、既に公表されている「新しい生活様式」、感染リスクが高まる「5つの場面」も踏まえて対応していくことが重要となってきます。

また、デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染の経路に応じたリスク評価を行い、感染防止策を講じる。

特に、感染リスクが高まる「5つの場面」の下記各場面が該当するところを具体的に点検し、個々の場面に重点を置いた対策を実施する。

(場面1) 飲酒を伴う懇親会等

具体的には、飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。

(場面2) 大人数や長時間におよぶ飲食

具体的には、大人数での飲食は、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。

(場面3) マスクなしでの会話

具体的には、マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。

(場面4) 狭い空間での共同生活

具体的には、従業員食堂や休憩室などの共用部分で感染が疑われる事例が報告されている。

(場面5) 居場所の切り替わり

具体的には、休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

なお、3密(密集・密閉・密接)のいずれかに該当する場面では、一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれも避けるよう日頃から徹底する。

<参考> 「新しい生活様式」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

また、実際の葬儀の場面においても、参列する際に他の会葬者との接触を避ける様々な工夫を図り、ご遺族及び参列者、葬儀業者、宗教者の三者が共通の理解のもと執り行うことが大切であります。他方、新型コロナウイルスで亡くなられた方の葬儀を行う際には、ご遺族

も濃厚接触者となっている可能性があることを念頭に対応することが必要です。

いずれの状況においても、私たち葬儀業者は常にご遺族に寄り添い、ご遺族が最愛の故人と最後のお別れの場となる葬儀に真心と誠意を持って対応致します。

なお、このガイドラインは、今後の各地域の感染状況や専門家の知見、対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しをしていく予定です。

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための通常の葬儀施行のポイント

- ① 葬儀の打ち合わせ等で来場する方に対応する際には、ソーシャルディスタンス（1 m以上、可能なら2 m以上）の間隔をとるように工夫をする¹。また、対面式で行う際には、お互いに正しくマスクを着用する²と共に、対面で座らないような座席配置を工夫する³。葬儀業者スタッフの安全を確保するために、ご遺族に対し事前に「可能な範囲で、打ち合わせに参加される方の健康状態」、「打ち合わせの際は、できるだけ少人数で行うこと」等確認するとよい。また、対角線上にある窓やドアを開ける等換気⁴を良くし、手指消毒液やティッシュペーパーを常備しておくこと。打合せには、適宜オンライン（電話やFAX、メール、郵便物等）を併用して行うとよい。

- ② ご遺族、会葬者等が風邪のような症状や発熱など体調が優れない場合、過去14日以内に新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日

¹ 接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード推奨や各葬儀場における各地域通知サービスの登録を行うこととし、その旨を事前に会葬者等に周知する。

利用者のQRコード読取りを奨励し、その旨を事前に会葬者等に周知する。

接触確認アプリ（COCOA）を機能させるため、「電源を on にしたうえでBluetoothを有効にする」ことを推奨する。

² マスクは、できるだけフィルター性能の高い不織布マスクを使用する。また、マスク使用時には鼻と口を確実に覆い、隙間ができないように着用することを徹底する。正しいマスクの着用法については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

あわせて、正しいマスク着用と咳エチケットを周知・掲示徹底することも重要である。

³ 座席配置が対面になる場合には、換気を妨げないようにアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽することが考えられる。

⁴ 換気徹底による密閉回避・保湿

・適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（1時間2回以上、1回に5分間以上）を徹底する。

・乾燥により湿度が下がる場合は、湿度が40%以上を目安に加湿を行う。

・また、換気に加えて、CO2測定装置の設置と常時モニター（1000ppm以下）の活用を検討する。（※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。）なお、CO2測定装置を設置する場合は、室内の複数箇所測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。

・HEPAフィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も可とする。

※なお、寒冷な場面の場合であっても、暖気を維持しながら、常時換気又はこまめな換気を徹底する。その際、換気量を維持しながら、暖気を保つため、こまめに大きく窓開けするのではなく、常時小さく窓開けする等の工夫は可とする。

以内に同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合は、来場をお控えいただけるよう案内する⁵。

- ③ 葬儀会館内にご遺族、参列者が入る際は、手指消毒や手洗いを願いと共、マスクの着用を願とする。マスクについては確保が難しいこともあるので、自社スタッフやHP等を活用し、参列者に事前に準備いただくことを願とすることが望ましい。また、マスクを着用せず来場する参列者のために、ある程度のマスクの備蓄等を考慮すること。館内には首相官邸並びに厚生労働省で作成した「感染症対策チラシ」等をプリントアウトの上掲示し衛生面での啓蒙に努めると共、ご遺族、会葬者に配布することも検討する。
- ④ お焼香またはお線香をあげる際の動線や会場内の座席等については、人と人との間隔を1m以上、可能なら2m以上あけ、ソーシャルディスタンスを保ったうえで整列または着席できるようにレイアウトを変更する。
- ⑤ 葬儀の参列者については、ご遺族にある程度限定することも提案する。また、多くの参列者が想定される際は、弔問の時間を長く設定し、予めご遺族、宗教者の了承を得てお焼香またはお線香のみでお引取りいただいたり、火葬場への同行者もマイクロバスに間隔をあけて着席し、換気を徹底し、あるいは個々が自家用車で行く等、極力「3密」を避ける工夫をすること。また、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報への取扱いに十分注意しながら、参列者の名簿を管理すること。

2. ご遺体の引き取り時～葬儀～火葬後までの流れ（自社葬儀会館等で行う場合の一例）

(※1) 新型コロナウイルス感染症に感染している（感染している疑いがある場合も含む）ご遺体の取り扱いについては、厚生労働省が公表している「新型インフルエンザ対策ガイドライン（新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議、平成21年2月17日付、平成30年6月21日一部改訂）のうち「埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン」、並びに「新型コロナウイルスに関するQ&A」に沿って対応すること。

○埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/pdf/090217keikaku-11.pdf>

○新型コロナウイルスに関するQ&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu.html

⁵ さらに、見込まれる参列者の人数等によっては、感染した場合に重症化リスクが高い高齢の方や持病のある方についても、来場を慎重にご検討いただくよう案内する。来場いただく場合は、短時間、密集の時間を避けた会葬方法についてご検討いただき、ご案内することが望ましい。

(※2) 新型コロナウイルス感染症に感染している（感染している疑いがある場合も含む）ご遺体の取り扱いについて、別途公表されているガイドラインに沿って対応することとする。 <https://www.mhlw.go.jp/content/000653447.pdf>

(1) 病院へご遺体を引き取る時

- ①マスク等を着用し、消毒液等を持参して、病院へ向かいご遺族と接することが望ましい。葬儀、火葬時においてもマスク等を着用して対応する旨についてご遺族の了承を得て、マスク等を着用してご遺体を搬送する。

(2) 搬送・納棺

- ①搬送の際は、予め寝台車のドアノブ、座席、ストレッチャー等の清掃・消毒作業を行う。日常的に人が触れる部分は、市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用い定期的に清拭消毒する。
- ②搬送の際には、適切に換気をする。
- ③納棺はご遺族、葬儀社スタッフ等の「3密」を避ける工夫をする。

(3) ご遺族との打合せ時

- ①ご遺族との葬儀の打合せ時も換気を行い、マスクを身に着ける等感染症対策に気を付け「3密」に配慮して行う。
- ②ご遺族との打合せの際は、電話、FAX、メールや郵便物等を活用する等新型コロナウイルス対策で必要とされている「3密」を避けることも一つの方法である。
- ③ご遺族と相談の上、ご遺族から会葬者に葬儀の連絡、案内等してもらう際には、お焼香またはお線香のみでお引き取りいただくなど「3密」を避けて、感染防止対策に留意し葬儀を執り行う旨、伝えてもらう。

(4) 通夜、葬儀施行時

- ①葬儀会館では、出来るだけ広めの会場を手配し、準備段階から開式までを通じて「3密」を避ける環境作りに努める。
- ②ご親族、会葬者用の椅子、テーブル等は、席を十分な間隔（1m以上、可能なら2m以上を目安とし、少なくとも1席以上）をあけて置き、互い違いに座るなど配置に工夫する。
- ③会館内は適切な空調設備による常時換気を行うか、又はドア、窓を開けるなど換気を行う。

- ④式前、式後等、会館等施設における会葬者の動線にあたる部分（ドアノブ、エレベーターのボタン、階段の手すり、エスカレーターのベルト、椅子、ソファ、テーブル、ハンガー等）の清掃、消毒を徹底する。
- ⑤手や口に触れるようなもの（コップ、箸、トング等）は、その都度適切に洗浄消毒する。
- ⑥トイレは以下のとおり対応する。
- ・便器内は、通常の清掃で良い。
 - ・ドアノブ、蛇口、手洗いシンク等は、定期的に清拭消毒を行うこと。
 - ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
 - ・ハンドドライヤーは止め、ペーパータオルを設置する。
 - ・手を洗う場所には液体せっけん、手指消毒剤等を設置すること。
- ⑦会館入口等に手指消毒薬（アルコール手指消毒薬等）を置く等会葬者が手指等の消毒を行えるように対策をとる。（可能性あれば、会葬者にも使い捨てマスクを配布する等も検討する）
- ⑧会葬者へのお茶、おしぼり等は手渡しではなく、セルフサービスで対応する。
- ⑨スタッフは、マスク（適宜フェイスシールド等）を着用して対応する旨、ご遺族の了承を得るとともに、チラシ、ポスターでも提示する。
- ⑩会葬者に手洗い、咳エチケット等協力をしていただくよう会館内にポスターを貼る等周知に努める。
- ⑪ご遺族の了承を得て、会葬者には受付後、お焼香またはお線香のみでお引き取りいただくことも検討する。
- ⑫お焼香またはお線香をあげる際は、ソーシャルディスタンス（1 m以上、可能なら2 m以上）の距離をとって並び、行うこととする。
- ⑬お焼香またはお線香をあげる際は、焼香台付近に消毒液を置いて、事前事後に手指等の消毒を行っていただく。
- ⑭通夜振る舞い等で料理を提供する場合は、大皿を避け個々に提供するとともに、会食前に手指消毒を行っていただく。その他、飲食提供に当たっては、以下のガイドラインも参照すること。

※外食業の事業継続のためのガイドライン<http://www.jfnet.or.jp/contents/safety/>

- ⑮飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限や食事中以外のマスク着用を徹底すること。
- ⑯椅子を間引くこと等間隔を空けた座席配置、アクリル板等パーテーション配置又は

利用者の適切な距離の確保等飛沫感染に効果のある措置等を実施すること。

⑰参列にあつては会葬時間に幅を持たせる等工夫を行うこと。

⑱通夜後、会館に残るご親族を限定する等人数を少なくして対応する。

⑲葬儀に参列が出来ない方のために、映像等の配信や録画等をするのも一つの方法である。

(5) 搬送・送迎

①搬送や送迎の際は、予め寝台車やマイクロバスのドアノブ、座席、ストレッチャー等の清掃・消毒作業を行う。日常的に人が触れる部分は、市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用い定期的に清拭消毒する。

②搬送の際には、可能な限り換気に努める。

③火葬場へ送迎する際、マイクロバス等では間隔を空けて着席し（1m以上、可能なら2m以上を目安とし、少なくとも1席以上）、換気を徹底することや個々の自家用車で移動するなど、極力「3密」を避ける工夫をすること。

(6) 火 葬

①火葬場においても、待機の間等で「3密」を避けるようご親族、会葬者にご案内する。

②会食は行わないことも検討し、会葬者にはお弁当等の持ち帰りを勧める⁶。

(7) 葬儀、火葬後

①会館内で、参列者やスタッフ等が手で触った可能性が高い高頻度接触部位（ドアノブ、テーブル、椅子の背もたれ、電気のスイッチ、タッチパネル、エレベーターのボタン等）については、市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用い清拭消毒作業をこまめに行う。

②請求書等をお渡しにご遺族宅を訪問する際にもマスク等着用することが望ましい。

3. 従業員の安全・健康管理について

①出勤、勤務中について

・毎朝検温し、発熱や、風邪の症状がある場合は無理せず、報告して休暇をとるか在宅勤

⁶ 持ち帰りのお弁当等の提供に当たっては、食中毒予防に注意すること。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/index.html

務とすること。

- ・就業中の発熱や風邪等の軽い症状でも、上長へ連絡の上、早退し自宅で休養すること。
- ・出勤時には手指消毒を徹底すること。
- ・接客前後には手指消毒を徹底すること。
- ・車輦内部や共同生活空間でも、正しいマスクの着用、長時間の会話を控えること、換気の徹底、可能な限り対人距離を確保する。

②休憩スペースの利用について

- ・(食事・喫煙を含む) 休憩・休息の際はできるだけ2 mを目安に最低1 m正面から距離を確保し、一定数以上が同時にスペースに入らないよう、収容人数を決めて従業員に混雑時間帯の利用回避を周知したり、休憩時間をずらす工夫をすること。
- ・食事、着替え、喫煙等でマスクを着用しないときは、会話を控えるか、会話の場合はマスクを着用すること。
- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにすること。
- ・休憩スペースは、常時換気をすること。
- ・共有する物品（テーブル、椅子等）の定期的な消毒。消毒方法については、例えば厚生労働省HPの「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照すること。
- ・入退室の前後に手洗いをすること。

③その他衛生について

- ・ユニフォームはこまめに洗濯すること。通夜・葬儀施行時に着用する白い布手袋については、会葬毎に清潔なものに取り替えること。
- ・ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用すること。
- ・鼻水、唾液等が付いたゴミはビニール袋に入れて密封して縛ること。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗うこと。
- ・事務所等密室は1時間おきに換気すること。
- ・感染リスクが高まる「5つの場面」、「新しい生活様式」等の案内物を活用して、従業員に対する新型コロナウイルス感染症予防管理対策を周知・徹底する。
- ・職場における検査の更なる活用・徹底を図る。
 - 1) 普段から、平熱が把握できるよう体温の日ごとの推移がわかるような健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
 - 2) 体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底する。
 - 3) 出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、PCR検査⁷又は新型コロナウイルス迅速抗原定性検査キット（以下・抗原簡易検査キット等）を活用して検査を実施する等対策を行う。

⁷ 自費検査を提供する検査機関一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-jihikensa_00001.html

- 4) 抗原簡易検査キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所に連絡をするとともにPCR検査を実施し、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対してもPCR検査等を速やかに実施する。
- 5) 抗原簡易検査キットの購入にあたっては、
- ア 連携医療機関を定めること
 - イ 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること
 - ウ 国が承認した抗原簡易検査キットを用いることが望ましい
が必要。
- 6) これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記URL参照する。
- なお、自社等で購入先を確保している場合には、この限りではない。
- <https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>
(令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」)
- <https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>
(令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」)
- 7) また、寮などで集団生活を行っている場合や、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境(労働集約的環境)、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的なPCR検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討する。
- ・ワクチン接種について厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」等を参照する。

4. 従業員の感染等について

①自宅待機を指示する場合

- ・過去14日以内に新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、発熱や風邪の症状のある場合には、「自宅待機」を指示すること。
- ・「自宅待機」になった経緯を上長に報告すること。

②従業員の感染が確定した場合

- ・当該従業員の上長が「当該従業員等へのヒアリング」を行い、当該従業員の濃厚接触者を特定すること。
- ・濃厚接触者は「自宅待機」とすること。
- ・上記濃厚接触者以外で、同一職場内等で風邪症状を訴える者が出た場合は、無理をせず休むよう指示すること。

- ・対象の職場については、必要に応じ保健所に消毒方法・消毒範囲を相談の上、速やかに消毒を行うこと。

5. チェックリスト

ガイドラインの要点をまとめたチェックリスト（別添）を活用し、感染症対策を徹底すること。